

京都大学大学院情報学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(研究科長)</p> <p>第2条 情報学研究科に、研究科長を置く。</p> <p>2 研究科長は、情報学研究科の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 研究科長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u>ただし、<u>引き続き3年を超えることができない。</u></p> <p>4 研究科長は、情報学研究科の校務をつかさどる。</p> <p>(副研究科長)</p> <p>第3条 情報学研究科に、副研究科長2名を置く。</p> <p>2 副研究科長は、情報学研究科の専任の教授をもって充て、教授会の議を経て、研究科長が指名する。</p> <p>3 副研究科長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u>ただし、指名する研究科長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(研究科長)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 研究科長の任期は、<u>2年とする。</u>ただし、<u>補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間（当該期間が1年を超えない場合にあつては、当該期間に1年を加えた期間）とする。</u></p> <p>4 <u>研究科長は、再任されることができる。ただし、引き続き3年（補欠の研究科長にあつては、前項ただし書の規定による任期に1年を加えた期間）を超えることはできない。</u></p> <p>5 (同 左)</p> <p>(副研究科長)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 副研究科長の任期は、<u>1年とし、再任を妨げない。</u>ただし、指名する研究科長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、補欠の副研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成21年3月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとし、再任された場合の任期は、改正後の同条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。</p> <p>3 この規程の施行後最初に指名する副研究科長の任期は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。</p>